

○黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、黒潮町補助金等交付規則（平成 18 年黒潮町規則第 46 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 町は、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、町の中山間地域の高齢者に対し、第 3 条に規定する介護サービスを提供する介護サービス事業者（以下「補助事業者」という。）に予算の範囲で補助金を交付する。

(補助金の交付を受ける者)

第 2 条の 2 補助金の交付を受けることができる者は、補助金に係る事業を行う者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 黒潮町税条例（平成 18 年黒潮町条例第 58 号）に規定する町税及び当該町税に附帯する延滞金を滞納していないこと。

(2) 高知県税を滞納していないこと。

(3) 別表第 2 に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(補助対象、基準額、補助率等)

第 3 条 補助対象となる介護サービスは、次に掲げるサービス（以下「補助対象サービス」という。）とする。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のイに規定する第 1 号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法（以下「平成 26 年改正前法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）

(2) 法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護及び法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）

(3) 法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護及び法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）

(4) 法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション及び法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）

(5) 法第8条第7項に規定する通所介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「通所介護」という。）

(6) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）

(7) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

(8) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）

(9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）

(10) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

2 補助対象の区分、補助対象サービスの種類、補助の要件、基準額、補助率及び交付額は、別表第1、別表第1の2及び別表第1の3に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助の内容等を変更する場合は、事前に補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象事業相互間で20パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合又は第10条各号に規定する事由に該当する事実が明らかになったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(4) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(5) 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の事業者については、送迎の実施の有無についての記録を作成しなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る黒潮町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めて指示した事項
(補助金の交付の決定の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると町長が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助金の変更交付決定等)

第6条の2 町長は、第5条第1号の規定による補助金の変更承認申請が適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第3号の2)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書(様式第4号)を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の実績報告を受けたときは、内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書(様式第4号の2)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、概算払又は前条第2項の規定による交付すべき補助金の額を確定した後の精算払により交付するものとする。

2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 前項の概算払を受けた補助事業者が精算払を受けようとするときは、精算払請求書(様式第5号の2)を町長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、事業実施状況報告書(様式第6号)により、毎月10日までに前月のサービスに係る事業の実績を報告しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当と認められるとき。

(2) 補助事業者が規則及びこの告示の規定に違反したとき。

(3) 別表第1の3に規定される新たに雇用された常勤の職員が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(4) 別表第1の3に規定される新たに雇用された常勤の職員が、雇用開始の日から起算して1年以内に、異動又は辞職等により法第8条第2項又は同条第24項に規定する業務に専ら従事しなくなったとき。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(資料の提出、報告及び調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、資料の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、町長からの資料の提出若しくは報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、黒潮町情報公開条例（平成18年黒潮町条例第12号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第9条の規定による非公開情報以外の情報は、原則として開示するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

3 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第9条から第11条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則（平成26年3月24日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年3月20日から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第9号3）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年3月20日から適用する。

附 則（平成28年4月1日告示第33号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年3月16日から適用する。

附 則（平成２８年１２月８日告示第１０８号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成２９年５月１５日告示第６１号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日告示第３９号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１９日告示第１６号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月１６日告示第９号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２３日告示第２５号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日告示第２１号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２３日告示第３４号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年９月２８日告示第８９号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和６年３月２５日告示第３０号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日告示第２９号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援	事業所の所在地から利用者宅までの訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 15 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額	10 分の 10	区分 1 から 4 までの基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅までの訪問に 60 分以上 75 分未満の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 35 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅までの訪問に 75 以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 50 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	事業所の所在地から利用者宅までの送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 15 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅までの送迎に 60 分以上 75 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 35 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅までの送迎に 75 以上の時間を要する利用	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 5		

		者に対して、補助対象サービスを提供した場合	0 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
2	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援	町内の特別地域加算対象地域に所在する事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅までの訪問に要する時間が 20 分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 10 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	町内の特別地域加算対象地域に所在する事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅までの送迎に要する時間が 20 分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 10 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
3	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリ	区分 1 又は 2 に該当する事業者が、補助対象となる介護又は看護等の介護サービスに専ら従事させるため（当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定を併せて受けている場合にあっては、指定を受けてい	新たに雇用した職員 1 人につき、区分 1 又は 2 の補助要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 5 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		

	テーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び居宅介護支援	る事業に従事する場合を含む。) 常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。			
4	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション及び居宅介護支援	区分1又は2に該当する事業者が、補助対象となる介護サービスを提供するにあたり、有料道路を利用して利用者宅までの訪問又は送迎を行った場合	有料道路の使用に要した額		

(注1) 事業所には、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）に定める本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 「利用者」とは、法において要介護又は要支援と認定された者並びに法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に

相当するサービスが必要と町が認めた者のうち特別地域加算対象地域（平成24年厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、町内にある地域をいう。）に居住する者とする。

（注3） 「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると町長が認めた時間とする。

（注4） 「所定単位数」とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは、町の定める単位数とする。

（注5） 基準額の計算は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に定められた方法に準じ行うものとする。

（注6） 区分1及び2において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。ただし、所定単位数が月当たりで決定される場合は、1箇月間のサービス提供回数のうち過半数が片道のみ送迎となったときに往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助するものとし、過半数を下回る場合には往復送迎が行われたものとみなす。

（注7） 区分2の補助対象サービスは、合併前の旧大方町白田川地域又は旧佐賀町の区域におけるサービスごとの前年度4月の合計利用回数が200回以下（障害者総合支援法に基づく利用回数を含む。）のサービスが補助対象となる。ただし、この区分2は、病院又は診療所が行っている訪問看護、訪問リハビリテーションは対象とならない。

（注8） 区分2は、町内の特別地域加算対象地域にある事業所が対象となる。

（注9） 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から翌年3月分までのサービス提供分とする。

（注10） 区分3において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

（注11） 「専ら従事」及び「常勤」とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企発第25号）の規定による。

（注12） 区分4において、事業所から利用者宅まで、有料道路を使用せずに訪問又は送迎を行った場合の移動距離が30km以上又は移動時間が60分以上であり、有料道路を利用することで移動時間が30分以上短縮される場合に限り対象とする。ただし、有料道路を20km以上利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなす。

別表第 1 の 2（第 3 条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	小規模多機能型居宅介護	事業所の所在地から利用者宅までの訪問、送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に 450 円を乗じて得た額	10 分の 10	区分 1 及び 2 の基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅までの訪問、送迎に 60 分以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に 1,050 円を乗じて得た額		
2	小規模多機能型居宅介護	区分 1 に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため介護又は看護等の介護サービスに直接当たる常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から 1 年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員 1 人につき、補助の要件に該当するサービス提供回数に 150 円を乗じて得た額に相当する額		

（注 1） 事業所には、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準についてに定める

「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

（注 2） 「利用者」とは、法において要介護 1、要介護 2、要支援 1 又は要支援 2 と認定された者のうち特別地域加算対象地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、町内にある地域をいう。）に居住する者とする。

(注3) 「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると町長が認めた時間とする。

(注4) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から翌年3月分までのサービス提供分とする。

(注5) 区分2において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

(注6) 「専ら従事」及び「常勤」とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準についての規定による。

別表第１の３（第３条、第１０条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護及び居宅介護支援	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合	新たに雇用した職員１人につき、２０万円を上限として事業所が支給した額	１０分の１０	区分１から２までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に１，０００円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2		区分１に該当する事業所が補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員１人につき、１０万円を上限として、事業所が支給した額		

（注１） 事業所とは、法第８条第２項の規定による訪問介護を行う事業所及び法第８条第２４項の規定による居宅介護支援を行う事業所のうち、次のいずれかの地域に所在する事業所をいう。

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第１項に規定する過疎地域
- ・ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条第１項に規定する特定農山村地域
- ・ 半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

（注２） 職員とは、法第７条第５項に規定する介護支援専門員及び法第８条第２項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成１１年老企第２５号）の規定による。ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用（以下「一時金等」という。）の支給を受けている者は除く。

(注3) 一の事業所（以下「前の事業所」という。）に勤務していた者が町内の別の事業所（以下「別の事業所」という。）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3箇月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。

(注4) 区分1、2とも、雇用を開始した日から3箇月以内に事業所から職員へ支給した場合のみ対象とする。

(注5) 区分1において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価並びに資格、地位及び職責に対して並びに福利厚生として支給する金銭は含まない。

(注6) 区分2において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。

- ・ 旧住居地から新住居地までの陸路による路程が8km未満である場合
- ・ 旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km未満である場合
- ・ 転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が旧住居地から旧勤務地までの陸路による路程から短縮されない場合
- ・ 町内での転居である場合

(注7) 区分2において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。

- ・ 就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費（引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む。）
- ・ 就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費（運賃等）。ただし、家族の旅費は除く。
- ・ 就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（黒潮町暴力団排除条例（平成22年黒潮町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。